

重要事項説明書

独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する南海医療センター附属訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）は、利用者に対して指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護のサービス（以下「サービス」という。）を提供します。契約を締結する前に、知っておいていただきたい内容、契約上ご注意ください重要な事項を説明します。ご不明な点がございましたら、遠慮なくお尋ねください。

1 事業者の概要

法人名	独立行政法人地域医療機能推進機構
法人所在地	東京都港区高輪 3 - 2 2 - 1 2
連絡先	03-5791-8220
代表者氏名	山本 修一

2 事業所の概要

事業所名称及び事業所番号

事業所名	独立行政法人地域医療機能推進機構 南海医療センター 附属訪問看護ステーション
所在地	大分県佐伯市常盤西町 7 番 8 号
電話/FAX	0972-22-9500 / 0972-22-9502
事業所番号	4 4 6 0 5 9 0 1 2 0
管理者氏名	三浦 由美香（看護師）

3 事業の目的及び運営の方針

（１）事業の目的

ステーションが行う事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、主治医より訪問看護が必要と判断された利用者が、その有する能力に応じて、可能な限り生活の質の確保及び向上を図るとともに、居宅において安心して自立した日常生活を営むことができるように、サービスを提供することを目的とします。

（２）運営の方針

- ① サービスの提供にあたって、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った事業の提供に努めるものとします。

- ③ 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- ④ サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対し、事業の提供方法等について理解しやすいよう説明することに努め、事業の終了に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行います。

4 事業所の職員体制（令和5年3月1日現在）

(1) 管理者：1名（看護職員兼務）

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも訪問看護の提供を行います。

(2) 看護職員：2.5名以上（専任看護師2名・兼務看護師1名）

看護師は、主治医の指示書及び居宅介護サービス計画（以下「ケアプラン」という。）に沿って、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護の提供を行います。

(3) 事務職員：1名（非常勤）

事務職員は、介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。

5 営業日および営業時間

(1) 営業日 月曜日から金曜日

（ただし国民の祝日、12月29日から1月3日までを除きます。）

(2) 営業時間 午前8時15分から午後5時00分

（ただし電話等により24時間常時連絡が可能な体制とします。）

6 サービス内容

(1) 病状の観察

- ・ 血圧・体温・呼吸・脈拍などの測定・チェック
- ・ 病気・障害状態の観察と助言

(2) 食事及び排泄介助等の日常生活の世話

(3) 清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助

(4) 褥瘡の予防・処置

(5) リハビリテーション

(6) ターミナルケア

(7) 認知症利用者の支援

(8) 療養生活や介護方法の指導

(9) 医師の指示による医療処置

- ・吸引、人工呼吸器・胃瘻・在宅酸素・留置カテーテルなどチューブ類の管理
- ・点滴、薬剤および服薬管理・相談

7 サービスの利用料及びその他の費用の額

- (1) サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものと
し、当該サービスが法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額
に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とします。な
お、医療保険の場合は、各利用者の医療保険証に記載された負担割合を乗じた額
とします。(料金表は別紙参照)
- (2) 介護保険の被保険者が医療保険適用となる場合は、以下の通りとなります。
- ① 末期の悪性腫瘍・多発性硬化症・重症筋無力症・スモン・筋萎縮性側索硬化症・
脊髄小脳変性症・ハンチントン病・進行性筋ジストロフィー症・パーキンソン
病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホ
ーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度
又はⅢ度のものに限る。))・多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小
脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）・プリオン病・亜急性硬化性全脳炎・
ライソゾーム病・副腎白質ジストロフィー・脊髄性筋萎縮症・球脊髄性筋萎縮
症・慢性炎症性脱髄性多発神経炎・後天性免疫不全症候群・頸髄損傷・人工呼
吸器を使用している状態
 - ② 特別訪問看護指示による訪問看護
 - ③ 入院中の外泊時に利用する訪問看護
- (3) 通常のサービス実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、550 円を徴収します。
- (4) 医療保険の場合は、交通費 1 回あたり 110 円を徴収します。(ただしフェリー代は
実費徴収します。)
- (5) 死後の処置料は、11,000 円となります。
- (6) その他、サービスを提供する上で別途必要となった費用については実費を徴収しま
す。
- (7) サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対して利用料並び
にその他の費用の内容及び金額に関し、事前に文書で説明したうえで、支払いに
同意する旨の文書に署名をしていただきます。
- (8) 費用を変更する場合には、あらかじめ前項と同様に利用者またはその家族に対して
事前に文書で説明したうえで支払いに同意する旨の文書に署名していただきます。

8 支払方法

毎月 15 日前後に前月分の請求書をお渡しいたしますので、請求書発行日の翌月末日までにお支払いをお願いします。

原則、独立行政法人地域医療機能推進機構南海医療センター会計窓口でのお支払いをお願いします。窓口での支払いが困難な場合には独立行政法人地域医療機能推進機構南海医療センター指定口座への振り込み可能です。振込手数料は、ご負担をお願いします。

9 サービスの利用方法

- (1) 医師、地域医療連携室、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等からサービス利用のご相談、ご依頼があった場合、サービス開始前に当事業所職員が、ご自宅へお伺いいたします。契約締結後、医師の指示及び居宅サービス計画書に基づき訪問看護計画書を作成し、サービス提供を開始します。

主な看護師の氏名

なお、事業者の都合により看護師等の変更をする場合は、事前に連絡いたします。

- (2) 利用者は、契約中であっても、サービスの利用を中止または変更できます。この場合、利用予定日の前日までに事業所に申し出て下さい。当日のキャンセルは、キャンセル料（利用負担金の 100%）が発生します。ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

(3) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望される場合は、いつでもお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 利用者が亡くなられた場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱した行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者に文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日以内に支払わない場合、または利用者やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほど

の背信行為を行った場合は、当事業所より文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

- ・ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。
- ・ 気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などによりサービスの実施が著しく危険であると事業所が判断したときには、事業者からの申し出により、曜日の変更及び時間変更をお願いする場合があります。

10 通常サービス提供地域

通常の事業実施地域は、佐伯市全域になります。

11 緊急時の対応について

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、利用者の主治医へ連絡を行い医師の指示に従います。主治医への連絡が困難な場合は救急搬送などの必要な処置を講じます。また、緊急連絡先、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

主治医	主治医名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

12 事故発生時の対応

- （１）利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに適切な対応を行った後、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- （２）また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- （３）重大な事故に関しては、独立行政法人地域医療機能推進機構南海医療センター医療安全管理者へ報告し、病院医療安全管理マニュアルに沿って対応します。

13 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （１）虐待防止に関する担当者を選定しています。

担当者：管理者 三浦 由美香

- （２）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14 秘密保持

- (1) 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (3) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (4) サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

15 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを完結した日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 相談窓口・苦情等

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

独立行政法人地域医療機能推進機構

南海医療センター附属訪問看護ステーション 管理者 三浦 由美香

所在地 大分県佐伯市常盤西町7番8号

電話番号 0972-22-9500

FAX 番号 0972-22-9502

対応時間 8:15~17:00（月~金 祝祭日を除く）

- その他、下記窓口でも苦情申し出等ができます。

佐伯市高齢者福祉課介護保険係

所在地 大分県佐伯市中村南町 1 番 1 号

電話番号 0972-22-3117

対応時間 8:30~17:00 (月~金 祝祭日を除く)

大分県国民健康保険団体連合会 (国保連)

所在地 大分県大分市大手町 2 丁目 3 番 12 号 市町村会館内

電話番号 097-534-8475 FAX 番号 097-534-4020

対応時間 8:30~17:15 (月~金 祝祭日を除く)

17 その他

- (1) 事業所は、看護師の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を検証・整備します。
- ① 採用時研修 採用後 3 カ月以内
 - ② 継続研修 年 1 回
- (2) 事業所は、適切な指定訪問看護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。
- (3) サービス提供時の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意・ご了承ください。
- ① 看護師に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
 - ② 看護師は様態の急変などの緊急対応を行っておりますので、提供時間の変更をお願いすることがあります。また車両での移動のため、交通事情により提供時間に 10~15 分程度の差異が生じる場合がございます。ご了承ください。
 - ③ ケアを円滑に行えるよう、ペットはゲージか他の部屋で対応していただくことをご了承ください。
 - ④ 貴重品の管理は、ご利用者様・ご家族でお願いします。職員が出入りする所、極力目につく場所にはおかないでください。
 - ⑤ 看護師は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いは致しません。

18 提供するサービスの第三者評価について

- 実施の有無：無

訪問看護利用料金表(医療保険)

独立行政法人地域医療機能推進機構
南海医療センター附属訪問看護ステーション

1. 基本料金

令和6年10月1日現在

基本料金(1回につき)	(※1)	基本料金	管理療養費	利用料金	自己負担額		
					1 割	2 割	3 割
訪問看護基本療養費(Ⅰ) 【同一建物居住者以外】・【同一建物居住者で同一日2人まで】の利用者	月の初日	5,550 円	7,670 円	13,220 円	1,322 円	2,644 円	3,966 円
	週3日まで	5,550 円	2,500 円	8,050 円	805 円	1,610 円	2,415 円
	週4日目以降	6,550 円	2,500 円	9,050 円	905 円	1,810 円	2,715 円
訪問看護基本療養費(Ⅱ) 【同一建物居住者で同一日3人以上】の利用者	月の初日	2,780 円	7,670 円	10,450 円	1,045 円	2,090 円	3,135 円
	週3日まで	2,780 円	2,500 円	5,280 円	528 円	1,056 円	1,584 円
	週4日目以降	3,280 円	2,500 円	5,780 円	578 円	1,156 円	1,734 円
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	入院中外泊時の訪問看護	(※2)		8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円

(※1) 医療保険による訪問は原則1日1回・週3日までです。ただし、厚生労働大臣が定める疾病等、また急性増悪等により特別訪問看護指示書が交付された利用者の場合、複数回・週4日以上との訪問が可能です。

(※2) 対象者は、入院中に主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められているものに対して、入院中1回(ただし、厚生労働大臣が定める疾病等においては2回)に限り算定となります。

2. 各種加算

項目	サービス内容			利用料金	自己負担額			
					1 割	2 割	3 割	
緊急訪問看護加算	利用者やその家族等の緊急の求めに応じて、 その主治医の指示に基づき、緊急に計画外の訪問看護を行った場合 (1日につき1回)			月 14 日目まで	2,650 円	265 円	530 円	795 円
				月 15 日目以降	2,000 円	200 円	400 円	600 円
難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病等・状態等、 もしくは特別訪問看護指示書が交付された利用者の場合	同一建物内1人または2人	1 日 2 回 訪問	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	
		同一建物内3人以上		4,000 円	400 円	800 円	1,200 円	
		同一建物内1人または2人	1 日 3 回 以上訪問	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	
		同一建物内3人以上		7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円	
長時間訪問看護加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、 1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合 (週1日) (15歳未満の超重症児又は準超重症児の場合にあっては週3日)			5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円	
乳幼児加算(6歳未満)	厚生労働大臣が定める者に該当する場合			1,800 円	180 円	360 円	540 円	
	上記以外の場合			1,300 円	130 円	260 円	390 円	
複数名訪問看護加算	利用者又はその家族の同意を得て、同時に複数の看護師等が 訪問看護を行った場合	同一建物内 1人または2人	週1日	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	
		同一建物内 3人以上		4,000 円	400 円	800 円	1,200 円	
夜間訪問看護加算	午後6時～午後10時までの時間帯に訪問看護を行った場合			2,100 円	210 円	420 円	630 円	
深夜訪問看護加算	午後10時～午前6時までの時間帯に訪問看護を行った場合			4,200 円	420 円	840 円	1,260 円	
早朝訪問看護加算	午前6時～午前8時までの時間帯に訪問看護を行った場合			2,100 円	210 円	420 円	630 円	
24時間対応体制加算	常時対応できる体制にあり、利用者の同意を得た場合 (月1回)			6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円	
退院時共同指導加算	在宅での療養上必要な指導を病院と共同で行い、その内容を 文書により提供した場合 (初回の訪問看護の実施時に1回)			8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	
特別管理指導加算	特別管理加算に該当する方で、退院時共同指導加算を算定する場合			2,000 円	200 円	400 円	600 円	

項目	サービス内容		利用料金	自己負担額		
				1 割	2 割	3 割
退院支援指導加算	退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合 (退院日の翌日以降初日の訪問看護実施日に1回)	90 分未満 厚生労働省が定める疾患・状態	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
		90 分以上 複数回・長時間訪問看護加算対象者	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
在宅患者連携指導加算	利用者又はその家族の同意を得て、保険医療機関と情報の共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合 (月1回)		3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	状態の急変や診療方針の変更等に伴い、開催されたカンファレンスに参加して、共同で利用者や家族に対し療養上必要な指導を行った場合 (月2回まで)		2,000 円	200 円	400 円	600 円
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護実施に関する計画的な管理を行った場合に、利用者の状態に応じ月1回に限り算定	以下のいずれかに該当する利用者 在宅自己腹膜灌流指導管理 在宅血液透析指導管理 在宅酸素療法指導管理 在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 在宅自己導尿指導管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理 人工肛門、人工膀胱の設置している状態 真皮を越える褥瘡の状態にある 週3日以上点滴注射を受けている	2,500 円	250 円	500 円	750 円
特別管理加算(重症)		以下のいずれかに該当する利用者 在宅麻薬等注射指導管理 在宅腫瘍化学療法注射指導管理 在宅強心剤持続投与指導管理 在宅気管切開患者指導管理 気管カニューレを使用している 留置カテーテルを使用している	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
訪問看護情報提供療養費	利用者の同意を得て、市町村・保健所等に対して、当該市町村からの求めに応じ、訪問看護の状況を文書にて、保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合 (月1回)		1,500 円	150 円	300 円	450 円
ターミナルケア療養費	在宅での終末期の看護の提供を行った場合、また、主治医の指示により、利用者の死亡前 14 日以内に 2 回以上訪問看護を行い、かつ、訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について、利用者及びその家族等に対して説明したうえでターミナルケアを行った場合		25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円

3. その他の利用料金

項 目	備 考
1時間30分超の訪問看護	30 分につき 1,000 円を基本料金に加算
営業日以外の訪問看護	1 回 1,500 円を基本料金に加算
交通費	1 回につき 110 円(フェリー代他 公共交通利用費は実費徴収)
交通費 (実施地域外)	1 回につき 550 円
死後の処置料	11,000 円
当日訪問後のキャンセル	利用者負担額 10 割 と 交通費

※日常生活用品、物品、材料費等は実費となります。

訪問看護利用料金表(介護保険・介護予防)

独立行政法人地域医療機能推進機構
南海医療センター附属訪問看護ステーション

1. 基本料金

【要介護】

令和6年6月1日現在

サービス内容	単位数	料金	利用者負担(1回あたり)		
			1割	2割	3割
日中(8時～18時)					
訪問看護費 20分未満	314	3,140 円	314 円	628 円	942 円
訪問看護費 30分未満	471	4,710 円	471 円	942 円	1,413 円
訪問看護費 30分～60分未満	823	8,230 円	823 円	1,646 円	2,469 円
訪問看護費 60分以上～90分未満	1,128	11,280 円	1,128 円	2,256 円	3,384 円
夜間(18時～22時)	所定単位の25%増	左記単位×10円	左記金額の1割	左記金額の2割	左記金額の3割
深夜(22時～翌朝6時)	所定単位の50%増	左記単位×10円	左記金額の1割	左記金額の2割	左記金額の3割
早期(6時～8時)	所定単位の25%増	左記単位×10円	左記金額の1割	左記金額の2割	左記金額の3割

【要支援】

令和6年6月1日現在

サービス内容	単位数	料金	利用者負担(1回あたり)		
			1割	2割	3割
日中(8時～18時)					
訪問看護費 20分未満	303	3,030 円	303 円	606 円	909 円
訪問看護費 30分未満	451	4,510 円	451 円	902 円	1,353 円
訪問看護費 30分～60分未満	794	7,940 円	794 円	1,588 円	2,382 円
訪問看護費 60分以上～90分未満	1,090	10,900 円	1,090 円	2,180 円	3,270 円
夜間(18時～22時)	所定単位の25%増	左記単位×10円	左記金額の1割	左記金額の2割	左記金額の3割
深夜(22時～翌朝6時)	所定単位の50%増	左記単位×10円	左記金額の1割	左記金額の2割	左記金額の3割
早朝(6時～8時)	所定単位の25%増	左記単位×10円	左記金額の1割	左記金額の2割	左記金額の3割

2. 各種加算

項 目	サービス内容		単位数	利用額	自己負担額		
					1割	2割	3割
複数名訪問看護加算Ⅰ	複数の看護師等がサービスを行った場合	30分未満	254	2,540 円	254 円	508 円	762 円
		30分以上	402	4,020 円	402 円	804 円	1,206 円
長時間訪問看護加算	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定		300	3,000 円	300 円	600 円	900 円
緊急時訪問看護加算Ⅱ	24時間連絡体制にあって、必要に応じて緊急時に訪問した場合(月1回)		574	5,740 円	574 円	1,148 円	1,722 円
特別管理加算Ⅰ	以下のいずれかに該当する利用者 在宅麻薬等注射指導管理 在宅腫瘍化学療法注射指導管理 在宅強心剤持続投与指導管理 在宅気管切開患者指導管理 気管カニューレの使用 留置カテーテルの使用 (月1回)		500	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円

項 目	サービス内容	単位数	利用料	自己負担額		
				1割	2割	3割
特別管理加算Ⅱ	以下のいずれかに該当する利用者 在宅自己腹膜灌流指導管理 在宅血液透析指導管理 在宅酸素療法指導管理 在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 在宅自己導尿指導管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理 人工肛門、人工膀胱の設置 真皮を越える褥瘡 週3日以上点滴注射 (月1回)	250	2,500 円	250 円	500 円	750 円
初回加算Ⅰ	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に病院等から退院した日に初回の指定訪問看護を行った場合 (初回1回)	350	3,500 円	350 円	700 円	1,050 円
初回加算Ⅱ	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に初回の指定訪問看護を行った場合 (初回1回)	300	3,000 円	300 円	600 円	900 円
退院時共同指導加算	退院するに当たり、主治医その他職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、内容を提供した場合 ※ただし、特別な管理(上記特別管理加算参照)を必要とする場合は2回/月 (月1回)	600	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
訪問看護ターミナルケア加算(要介護のみ)	複数の看護師等がサービスを行った場合 亡くなった日を含め14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 (介護予防訪問看護費は算定なし) (死亡月につき)	2,500	2,500 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業所の提供サービスの質を上げるための取り組みを行っていることを評価 1 訪問につき毎回加算	6	60 円	6 円	12 円	18 円

3. その他の利用料金

項 目	備 考
死後の処置料	11,000 円
介護保険外サービス	利用者負担 10 割
交通費 (実施地域外)	1 回につき 550 円

※日常生活用品、物品、材料費等は実費となります。